

IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。
県では、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な支援を必要とする事業を実施します。

【県が実施する地域生活支援事業一覧】

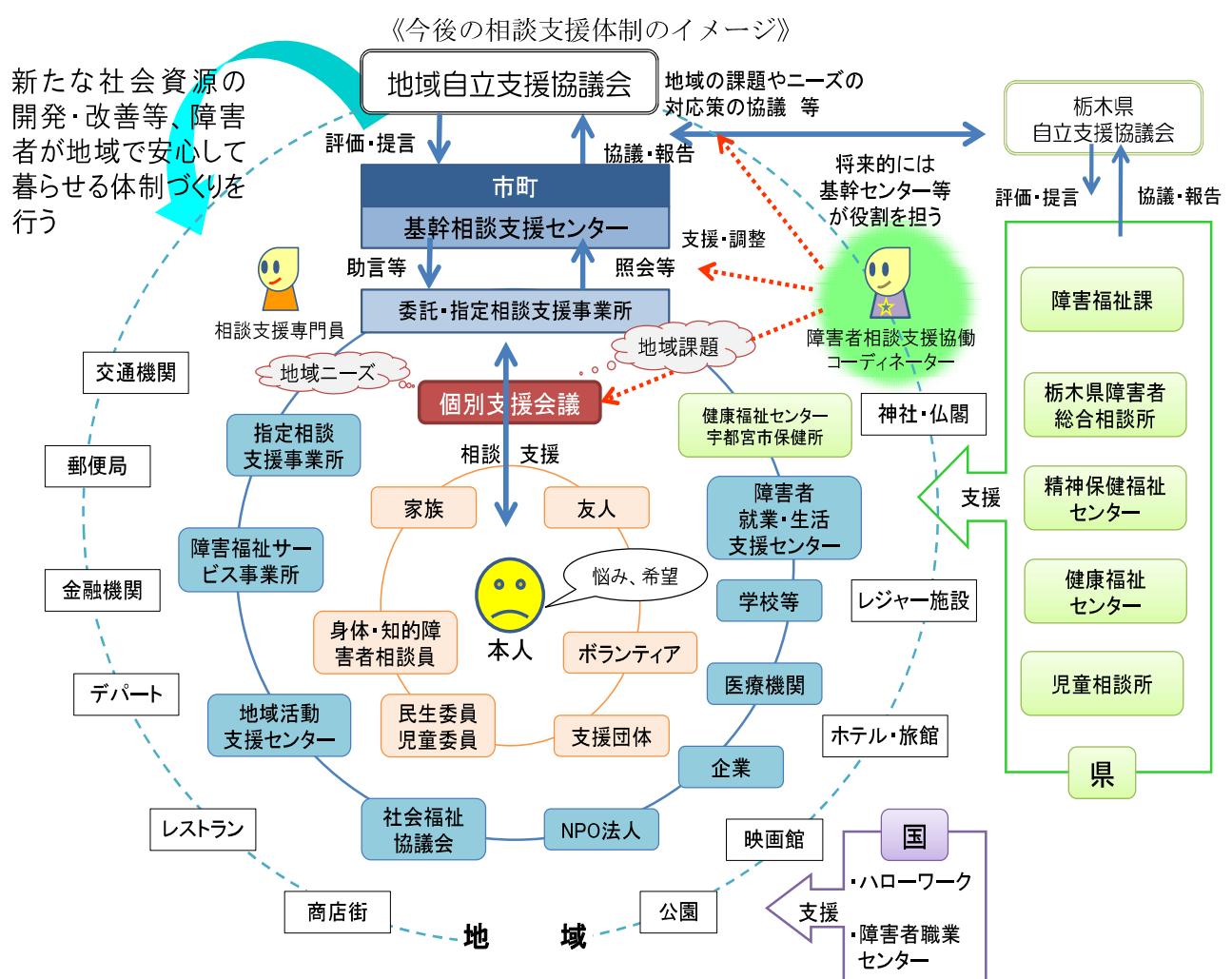
| | 事業名 | 主な内容 |
|--------|-------------------------|---|
| 必須事業 | 専門性の高い相談支援事業 | 発達障害や高次脳機能障害に係る支援事業 |
| | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣事業 |
| | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | 相談支援体制整備事業や精神障害者に係る支援事業 |
| | 広域的な支援事業 | 相談支援従事者研修事業等 |
| 任意事業 | サービス・相談支援者、指導者育成事業 | 相談支援従事者研修事業等 |
| | 日常生活支援 | オストメイト社会適応訓練や音声機能障害者発声訓練事業 |
| | 社会参加支援 | 視聴覚障害者情報センターに係る事業やレクリエーション活動等支援事業 等 |
| 必須事業 | 就業・就労支援 | 障害者就業・生活支援センター事業 |
| | 理解促進研修・啓発事業 | 障害者差別解消に係る理解促進事業 等 |
| | 意思疎通支援事業 | 意思疎通支援者の派遣に係る事業 |
| 特別支援事業 | | 障害種別ごとの生活相談支援事業 等 |

1 障害者相談支援体制整備事業

○ 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における相談支援体制の整備を推進するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、次の支援を行います。

- ① 相談支援機関等に対するスーパーバイズ
- ② 市町（自立支援）協議会運営への支援
- ③ 地域の人材育成、ケアマネジメント技術の指導
- ④ 県が行う相談支援関係事業との連携調整
- ⑤ 相談支援ネットワークの構築に向けた総合的な調整 等

○ また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するため、その設置方法や業務内容の例示、広域（複数市町）で設置する場合の市町間の調整等を行い、基幹相談支援センター設置後については、運営や取組状況を確認しながら、基幹相談支援センターとしての機能を充分発揮できるよう支援します。

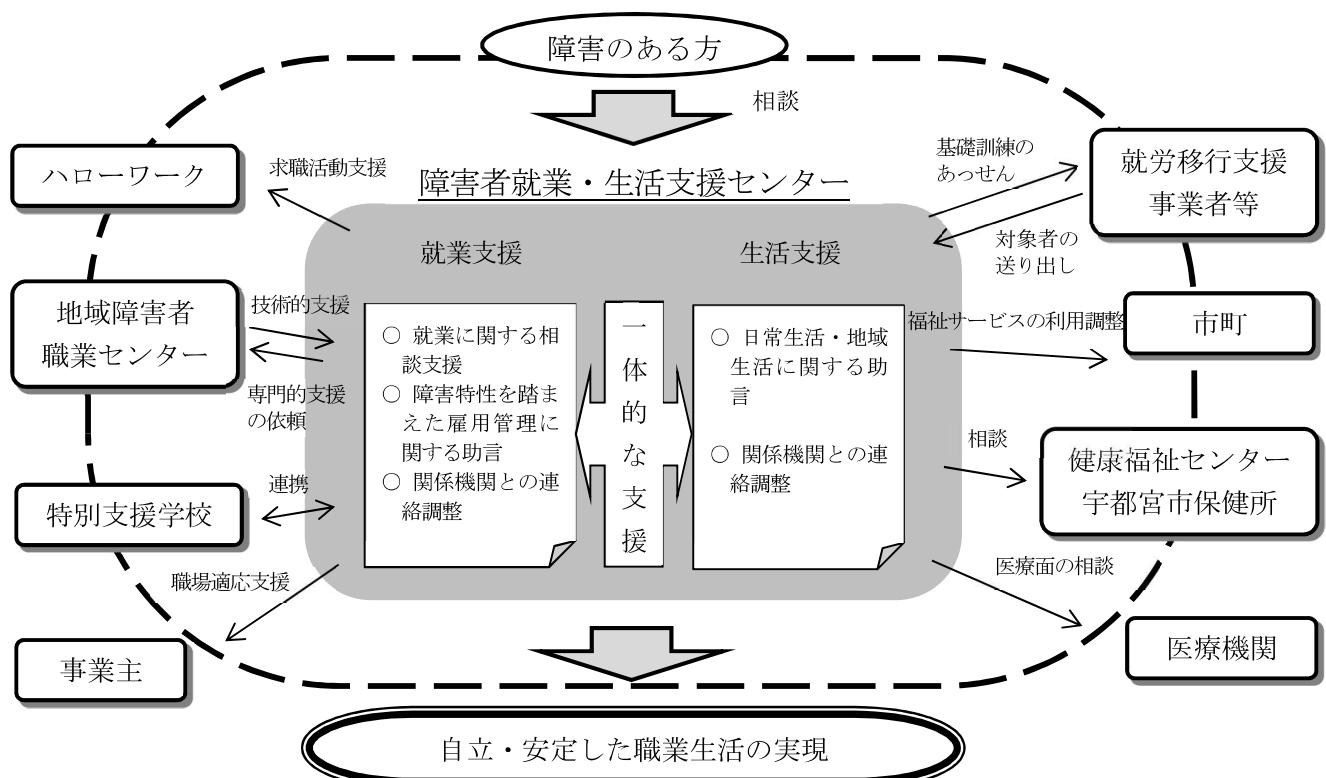


基幹相談支援センター設置数<見込件数>

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 設置数 | 14 | 18 | 22 | 令和2年度までの設置数 |
| 設置市町数 | 17 | 21 | 25 | 11か所（14市町） |

2 障害者就業・生活支援センター事業

- 各障害保健福祉圏域に設置した「障害者就業・生活支援センター」において、就職を希望する障害者や在職中の障害者、その家族からの相談、又は事業主からの相談に応じ、就業面・生活面の一体的な支援を行います。
- 障害者就業・生活支援センターでは、就職した職場に適応するための定着支援、安定して働き続けるための生活習慣づくりや金銭管理・健康管理等に関する支援など、職業生活全般にわたる支援を行います。
- さらに、身近な地域で、福祉、産業、労働及び教育機関と連携し、連絡調整を積極的に行いながら、障害者雇用の促進、安定を図ります。



障害者就業・生活支援センター事業<見込み件数>

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|----------|-------|-------|-------|-------------|
| 実利用見込み者数 | 3,983 | 4,177 | 4,371 | 支援対象者（登録者）数 |

〈参考〉第5期計画における実績

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------------|
| 実利用者数 | 3,393 | 3,595 | 支援対象者（登録者）数 |

3 発達障害者支援センター運営事業等

- 発達障害者に対する支援を総合的に行う中核機関として、発達障害者支援センター「ふおーゆう」（以下「ふおーゆう」という。）を運営し、本人や家族等に対する相談支援、普及啓発、人材育成等を行うとともに、関係機関への支援を行います。
- 発達障害者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、地域支援を強化するとともに、市町における一次相談窓口となる発達障害者相談支援センターを養成し、ふおーゆう、発達障害者地域支援マネージャー、発達障害者相談支援センターの連携による重層的な支援体制を構築します。
- 発達障害者支援地域協議会を活用し、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を図るとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制を整備します。
- 発達障害者の家族等が互いに支え合うための活動等を支援するとともに、市町等における家族支援の取組の推進に努めます。

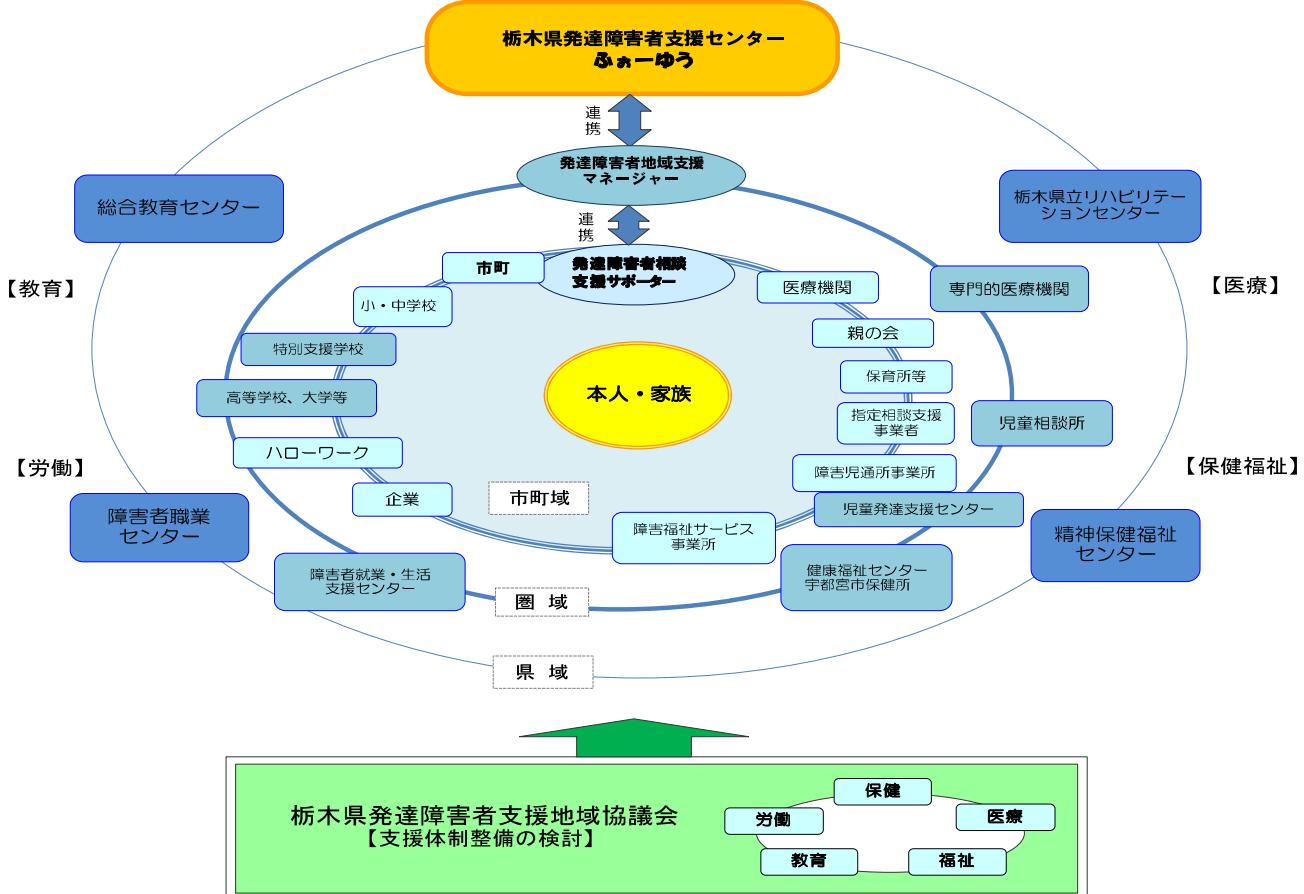
発達障害者支援センター運営事業等〈活動指標〉

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|------------------------------|
| 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーによる助言件数 | 90 | 100 | 110 | 関係機関における対応困難事例に対する専門的見地からの助言 |
| 研修型ペアレント・プログラムの受講機関数 | 26 | 29 | 32 | 市町や事業所等の受講機関数（累計） |

〈参考〉第5期計画における実績

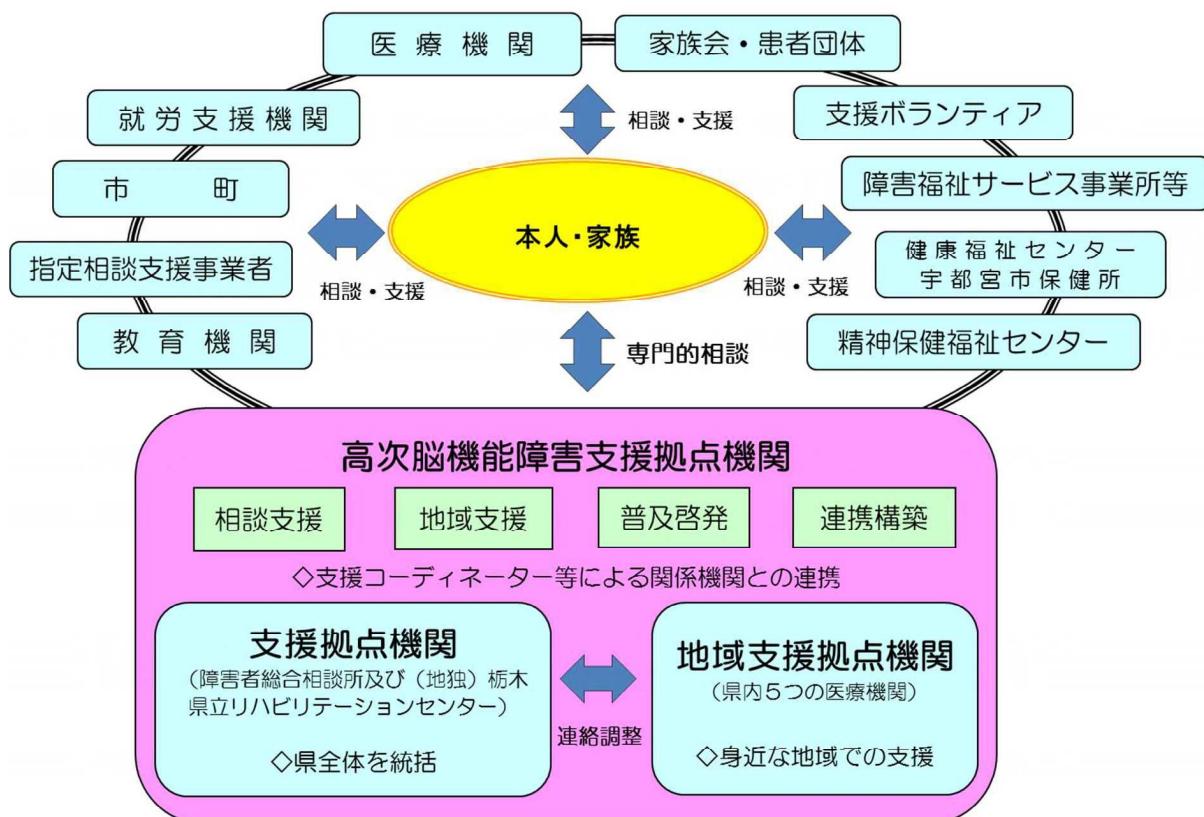
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 備考 |
|---|--------|-------|------------------------------|
| 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーによる助言の実施機関数 | 66 | 64 | 関係機関における対応困難事例に対する専門的見地からの助言 |

【発達障害者支援体制のイメージ図】



4 高次脳機能障害支援普及事業

- 高次脳機能障害者やその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができる体制を強化するため、専門的な相談支援を行う高次脳機能障害支援拠点機関（障害者総合相談所及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター）と5つの地域支援拠点機関が連携し、保健、医療、福祉、労働等の関係機関による複数の支援ネットワークの構築を図ります。
- 障害福祉サービス事業等従事者や医療従事者等を対象に、障害特性を踏まえた支援を行うための研修を実施し、高次脳機能障害に対応できる障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、相談支援事業者、医療機関等の拡充を図ります。
- 高次脳機能障害の特性や支援のあり方について普及啓発を図るとともに、家族会等と連携して、ピアサポートの普及等に取り組みます。



高次脳機能障害支援普及事業〈見込件数〉

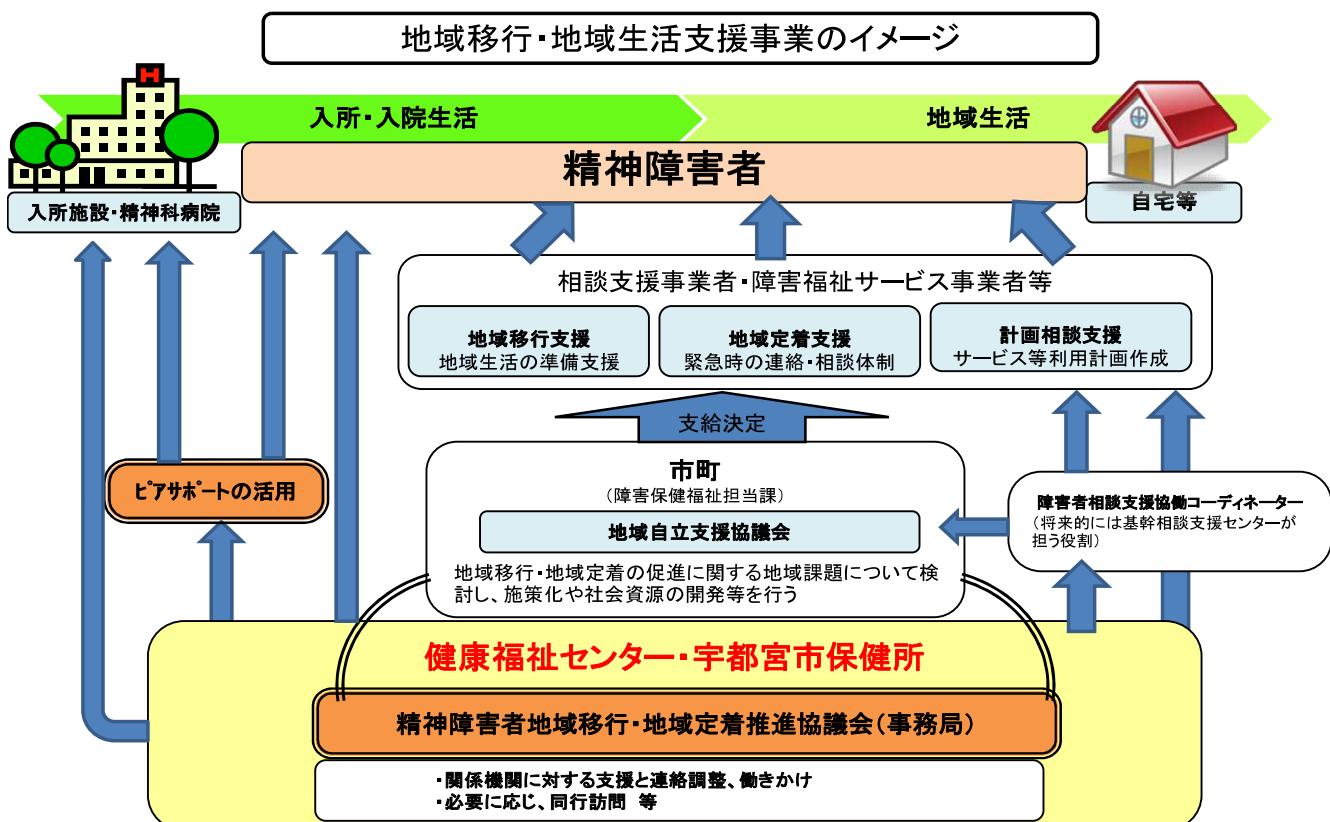
| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|--------|-------|-------|-------|----------------------------------|
| 利用見込者数 | 977 | 1,007 | 1,037 | 高次脳機能障害支援拠点機関及び地域支援拠点機関の相談利用者延べ数 |

〈参考〉第5期計画における実績

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 備考 |
|------|--------|-------|------------------------|
| 利用者数 | 1,001 | 843 | 高次脳機能障害支援拠点機関の相談利用者延べ数 |

5 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるよう、保健・医療・福祉関係者等と連携のもと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
 - また、障害福祉サービス等と併せて、ピアサポートの活用により、精神病床における長期入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。
- ① 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会
 - 健康福祉センター、宇都宮市保健所が、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業所、ピアソーター等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会において、市町の（自立支援）協議会と連携し、地域の課題を共有した上で、管轄圏域の地域移行支援、地域定着支援及び地域包括ケアシステムの構築に係る体制整備を図ります。
 - 精神障害者の地域移行・地域生活支援に携わる関係機関を対象に、専門的な支援技術を有する者の養成に取り組みます。
 - ② ピアソーターの活動支援
 - 精神障害者の視点を重視した支援を充実するとともに、精神障害者が自らの疾患や病状を正しく理解することを促すため、地域で生活する障害者自身が相談支援や啓発等を行うピアサポートの重要性を周知するとともに、その積極的な活用が図られるようピアソーターの活動を支援します。
 - ③ 精神障害者退院後支援
 - 措置入院者等の精神障害者が退院後に必要な医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようするため、健康福祉センター、宇都宮市保健所が中心となり、関係機関と連携して、退院後支援計画に基づく支援を行います。



6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業

- 障害者が自立した生活を営むことができるよう、「とちぎ視聴覚障害者情報センター」や関係団体と連携しながら、専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）を養成します。
- また、市町が実施する意思疎通支援事業を支援し、その活用を図るとともに、派遣業務に従事する者に対しフォローアップを行い、意思疎通支援の強化に取り組みます。
- 意思疎通支援者の派遣が円滑に行われる体制を整えます。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業

・手話通訳者養成事業<見込件数>

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-------------|-------|-------|-------|----|
| 養成講習【通訳Ⅰ～Ⅲ】 | 70 | 70 | 70 | |
| 修了見込み者数 | | | | |

・要約筆記者養成事業<見込件数>

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|--------------|-------|-------|-------|----|
| 養成講習【手書き・PC】 | 20 | 20 | 20 | |
| 修了見込み者数 | | | | |

・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業<見込件数>

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-------------|-------|-------|-------|----|
| 養成講習修了見込み者数 | 20 | 20 | 20 | |

失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業<見込件数>

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-------------|-------|-------|-------|----|
| 養成講習修了見込み者数 | 20 | 20 | 20 | |

〈参考〉第5期計画における実績

・手話通訳者養成事業

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 備考 |
|----------|--------|-------|----|
| 養成講習修了者数 | 68 | 45 | |

・要約筆記者養成事業

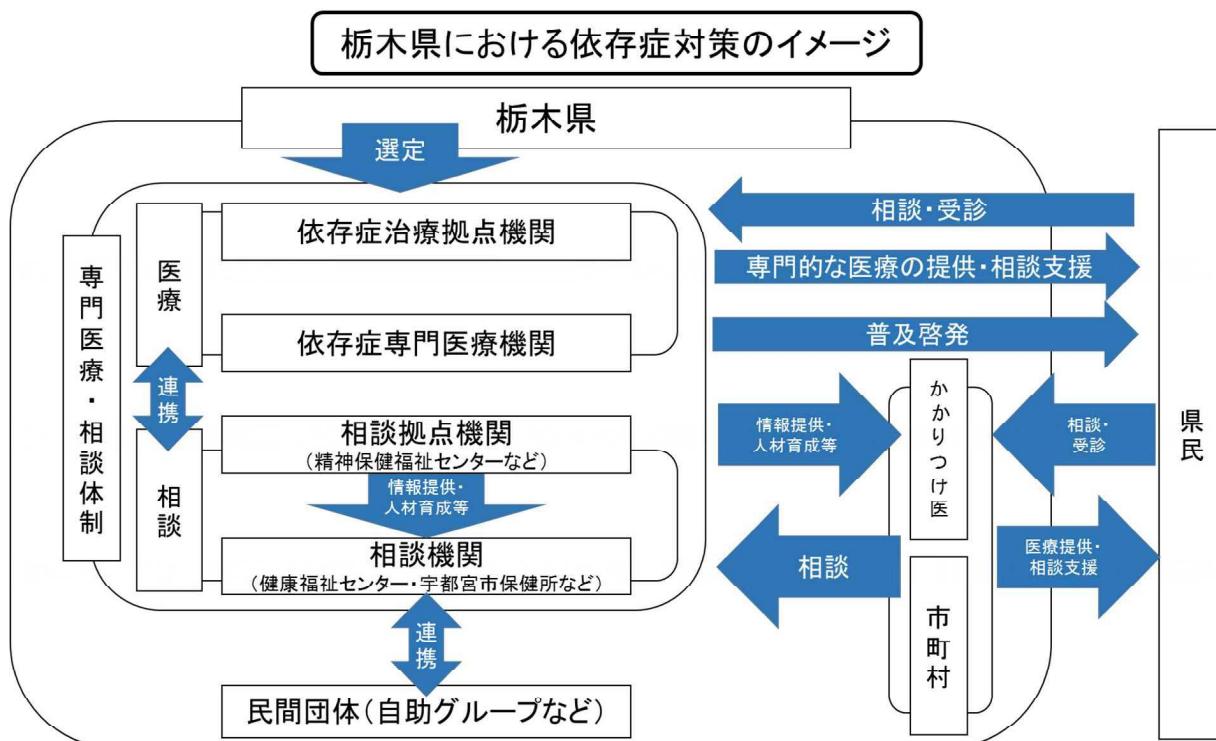
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 備考 |
|----------|--------|-------|----|
| 養成講習修了者数 | 11 | 15 | |

・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 備考 |
|----------|--------|-------|----|
| 養成講習修了者数 | 18 | 15 | |

7 依存症対策総合支援事業

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な支援により、回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性や専門医療機関・専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けられていない現状があります。そのため、依存症患者やその家族等が適切な支援に結びつくよう、依存症に関する正しい理解と知識を広めるための普及啓発に努めます。
- 依存症患者やその家族等が、身近な場所で相談できるよう相談支援体制を整備するとともに、専門的な相談に対応できる相談拠点機関を設置します。
- 依存症患者が適切な治療を受けられるよう専門医療機関及び治療拠点機関を設置します。
- 同じ問題を抱えた人たちが、互いに悩みを分かちあい、連携し、お互いに支え合うことにより、依存症の回復につながることから、自助グループ等の民間団体の活動を支援します。



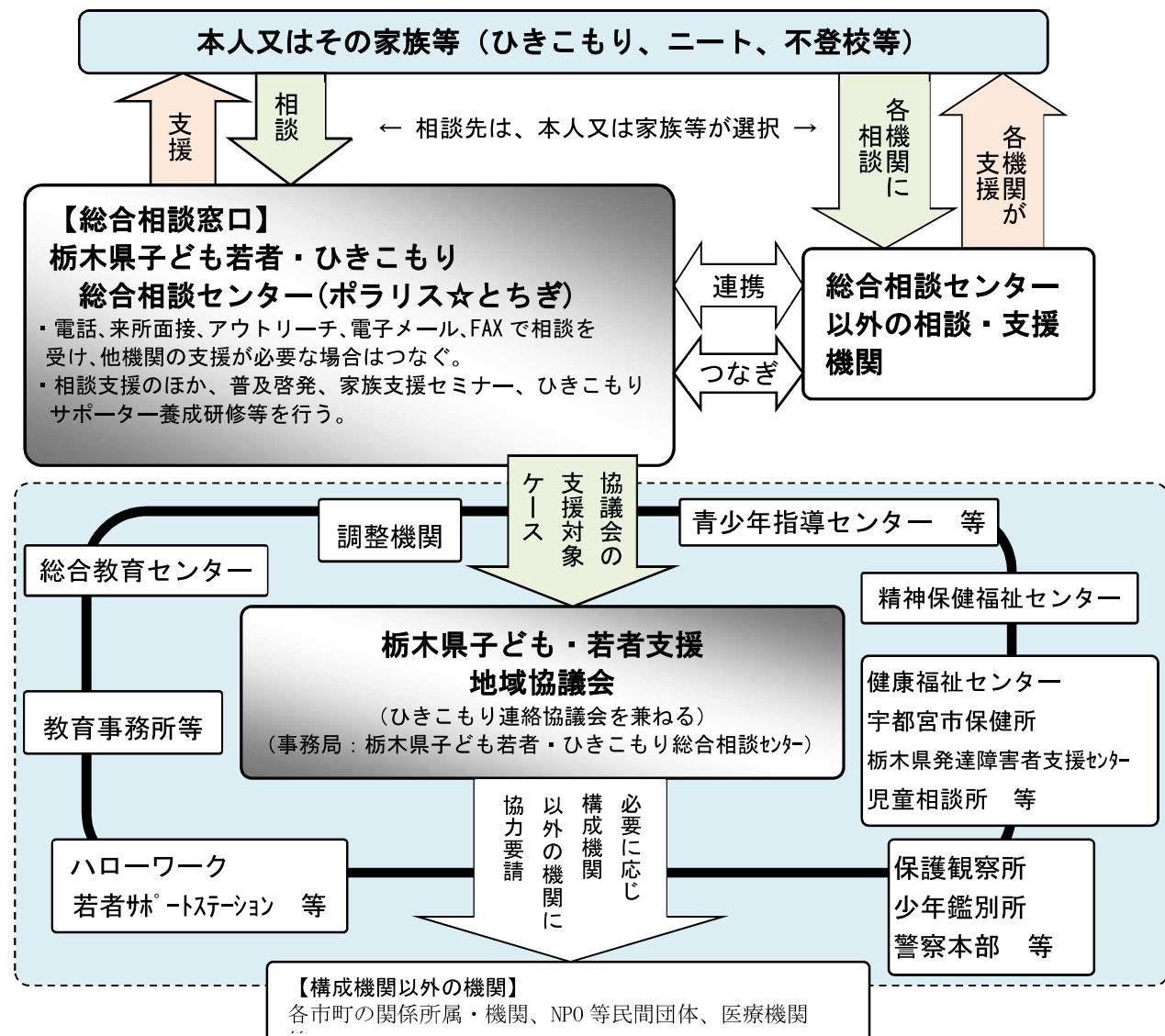
依存症対策総合支援事業〈見込件数〉

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備 考 |
|------------------------|----------|----------|----------|--------------------------|
| 専門医療機関数 (うち治療拠点機関数) | 1 (1) | 3 (1) | 3 (1) | アルコール・薬物・ギャンブル等依存症ごとの機関数 |
| 相談拠点機関数 | 1 | 1 | 1 | アルコール・薬物・ギャンブル等依存症共通 |

8 子ども若者・ひきこもり対策推進事業

- ひきこもりやニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、ワンストップで対応できる総合的な相談窓口である栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター「ポラリス☆とちぎ」を運営し、相談支援を行います。
- 栃木県子ども・若者支援地域協議会において、教育、福祉、医療、雇用等の様々な分野の関係機関と連携を図り、情報交換や連絡調整等を行います。
- 身近な地域で支援が受けられるよう、ポラリス☆とちぎによる市町への出張相談を行うとともに、ひきこもりの本人や家族等に対し社会的自立に向けて支援を行うひきこもりサポーターを養成し、市町の相談体制の充実を図ります。

《子ども若者・ひきこもり総合相談センターと子ども・若者支援地域協議会のイメージ》

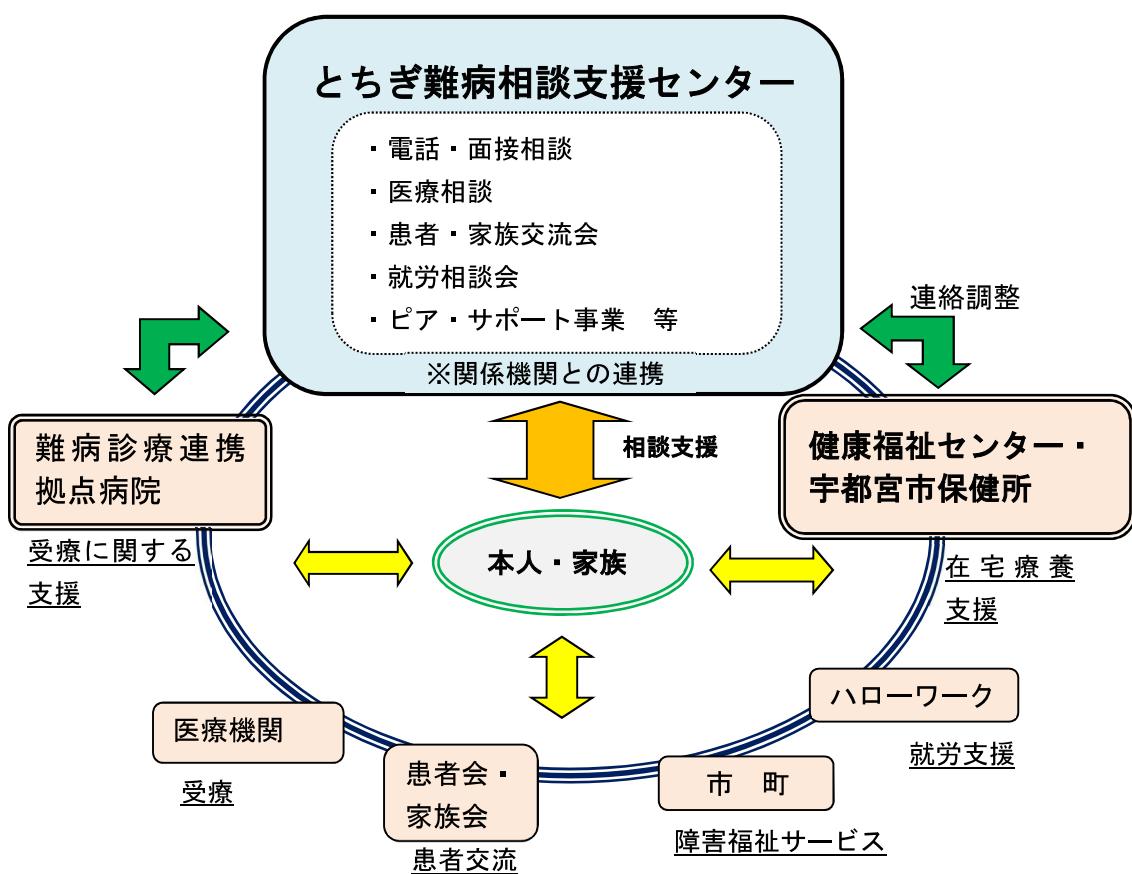


出張相談実施市町数<見込み件数>

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-----------|-------|-------|-------|-----------------|
| 出張相談実施市町数 | 8 | 10 | 12 | 令和2年度までの実施数 6市町 |

9 難病相談支援センター事業

- とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者やその家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話・面接相談、医療相談、就労相談会等を通じて、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。
- 平成 28（2016）年 11 月から、疾患群を限定せず広く難病患者の交流と情報交換の場として、サロンを開催しています。
- 自身も難病を抱え、日常生活の不自由さを体験し、つらい気持ちを共感し合える仲間（ピア）が、サポート（支援）する相談事業（ピア・サポート）を実施しています。また、平成 29（2017）年 8 月から、ピア・サポート事業の一つとして、同じような疾患を抱える難病患者同士の「疾患グループ別交流会」を開催しています。
- 今後も患者会活動等のサポート等、患者の目線に立って、センター機能のさらなる強化を図っていきます。



とちぎ難病相談支援センター〈見込み件数〉

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|---------|-------|-------|-------|----------|
| 相談見込み件数 | 900 | 1,000 | 1,100 | 相談利用者延べ数 |

〈参考〉第5期計画における実績

| 区分 | 平成30年度 (実績) | 令和元年度 (実績) | 備考 |
|------|----------------|---------------|----------|
| 相談件数 | 863 | 990 | 相談利用者延べ数 |